

令和7年度 エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の募集

内閣府ではエイジレス・ライフ（年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送ること）を実践している高齢者や、地域で社会参加活動を積極的に行っている高齢者のグループ等を広く紹介し、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする世代の高齢期におけるライフスタイルの参考としてもらうために、これら活動事例の募集を行っています。

＜募集する活動事例＞

① エイジレス・ライフ実践事例（活動期間は令和7年4月時点で1年以上のもの）

下記のいずれかを実践している高齢者の方の活動事例

- ・過去に培った知識や経験を高齢期での社会生活に生かしているもの
- ・高齢期に入る前から計画的に準備し、成果を上げているもの
- ・今までの職務や経歷にとらわれることなく、高齢期を新しい価値観で生きているもの
- ・地域社会においてリーダー的な役割を發揮しているもの
- ・若者や子育て世代を支援するなど、多世代が支え合う活動を行っているもの
- ・デジタル技術の活用で成果を上げているもの
- ・その他、広く全国に紹介することがふさわしいと認められるもの（高技能労働者の継続就労、自らの知見の諸外国への発信、外国との国際交流活動など）

② 社会参加活動事例（活動期間は令和7年4月時点で1年以上のもの）

主体的に社会と関わりを持ち、現に積極的な社会参加活動を行い、今後も継続的に活動が行われると認められるグループ等の活動事例

原則として、構成員の数が10名以上で、かつ、構成員に占める65歳以上の方の割合が3割を下回らないこと

- ・支え合い活動（若者へのカウンセリング、子育て支援、高齢者の見守りなど）
- ・生産、就業（起業を含む）
- ・教育、文化
- ・生活環境改善
- ・安全管理
- ・福祉、保健
- ・地域行事
- ・デジタル技術を活用した社会活動
- ・その他、広く全国に紹介することがふさわしいと認められるもの

＜推薦方法＞

最寄りの市区町村の高齢者福祉担当窓口等に令和7年2月28日（金）までに上記活動を行っている方の氏名又はグループ名、活動内容がわかるものを提出（自薦他薦を問わず。）。

※締切は地域や団体により若干異なります。最寄りの市区町村の高齢者福祉担当窓口等までお問い合わせください。

＜紹介事例の決定等＞

内閣府に都道府県、指定都市及び中核市並びに高齢者関連団体から推薦のあった事例について、選考委員会から意見を聴取し、決定します。決定した事例については、書状と記念の楯を授与します。

＜紹介方法＞

決定した事例については、国民に広報を行います。また、内閣府が主催する行事において数事例の紹介を行います。

（問い合わせ先）

内閣府政策統括官（政策調整担当）

高齢社会対策担当（03-6257-1462）

又は最寄りの市区町村の高齢者福祉担当窓口等にお問い合わせください。

令和7年度

エイジレス章及び社会参加章の事例募集について



内閣府では、高齢者が年齢にとらわれず、希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指し、平成元年度から、エイジレス・ライフを実践している方及び地域において社会参加活動を積極的に行っているグループ等を表章するとともに、広く紹介しております。

※当事業は、長寿社会にふさわしい活動事例を広く紹介する趣旨から、「表章」としています。

募集事例

①エイジレス・ライフ実践事例

年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送ること（エイジレス・ライフ）を実践している高齢者であって、今後も継続して実践すると認められる者

※要件 活動期間が令和7年4月時点で1年以上
[令和6年度の表章事例はこちらから→](#)



②社会参加活動事例

主体的に社会と関わりを持ち、現に積極的な社会参加活動を行い、今後も継続的に活動が行われると認められるグループ等

※要件
・活動期間が令和7年4月時点で1年以上
・構成員の数が10名以上
・構成員に占める65歳以上の者の割合が3割を下回らないこと
[←令和6年度の表章事例はこちらから](#)



受章から5年経過後、さらに活動内容が充実していれば、再度推薦することも可能です。
ぜひ多くの活動事例を御推薦ください。

受章事例の紹介等について

選考により受章が決定した事例は、次のとおり紹介等を行います。

- ・9月上旬に内閣府において公表
- ・内閣府特命担当大臣名の書状と楯を授与
- ・受章事例の一部は、本年秋頃に開催予定の「高齢社会フォーラム」で活動を紹介

[令和6年度の様子はこちらから→](#)



事業の詳細は内閣府ホームページから

「内閣府 エイジレス 募集」で検索

推薦についての詳細は、主に活動している市区町村の担当窓口にお問い合わせください。